

この「富士フィルムグループ会社 間接材取引標準契約」(以下「本契約」)は、富士フィルムホールディングス株式会社及び同社が直接又は間接に発行済株式の議決権の過半数を有する会社(以下「富士フィルムグループ会社」)が間接材の調達を行う際の標準契約条件を定めたものであり、本契約の適用につき言及のある注文書(以下「注文書」)を発行した富士フィルムグループ会社(以下「発注者」とサプライヤーである貴社(以下「受注者」)の取引(以下「本取引」)に適用されます。

第1条(適用範囲)

1. 本契約の規定は、本取引に適用されるものとする。本取引に係る注文書、注文請負書及びこれらに付帯して作成される各種仕様書、図面その他添付書類を総称して「注文書等」といい、また、注文書等により納入される物品、成果物又は提供される業務、サービス等を総称して以下「目的物」という。
2. 受注者及び発注者が別途契約(以下「別契約」)を締結し、本契約と異なる条件又は追加の条件に合意した場合、別契約の規定がその限りにおいて優先的に適用されるものとする。別契約に定めのない事項については、本契約の規定が適用されるものとする。なお、注文書等において本契約と異なる条件又は追加の条件が合意された場合も、同様とする。

第2条(取引の成立)

1. 受注者及び発注者は、本契約に基づく目的物の受発注にかかる意思表示を、電子メール/ファクシミリの送信又は富士フィルムグループ会社が運用する電子商取引システム上での登録により行うものとする。
2. 発注者は、目的物の取引の申込みを行うにあたり、受注者に対し注文書を交付する。
3. 受注者は、前項の注文書を受領したときは、遅滞なく諾否を発注者に通知する。受注者が承諾した場合、又は注文書受領日から受注者の3営業日以内に受注者から何らの通知がない場合、当該申込みにかかる契約(以下「個別契約」)は成立したものとみなす。

第3条(出荷検査)

1. 受注者は、目的物の納入・提供(以下「納入等」)に先立ち、発注者が予め認めた出荷検査基準に基づき目的物の出荷検査を行う。
2. 発注者は、発注者が必要と認めた場合、受注者へ事前に通知した上で、受注者の施設に発注者自ら又は発注者の指定する者を派遣して、受注者の出荷検査に立ち会わせることができる。

第4条(納入等・納期遅延・納期変更)

1. 受注者は、注文書等の定めるところに従い、目的物が前条の出荷検査に合格したことを証する出荷検査報告書及び納品書とともに、目的物を納入等する。
2. 受注者は、注文書等に定められた納期前に目的物を納入等しようとする場合、予め発注者の承諾を得なければならない。
3. 受注者は、注文書等に定められた納期に目的物を納入等できないことが判明した場合、直ちにその理由及び納入等予定日を発注者に申し出て、発注者の指示に従い対応する。但し、発注者から受注者に対する通知・指示等は、双方で別途合意した場合を除き、受注者の履行遅滞に基づく損害賠償責任を免除するものではない。
4. 納入場所までの目的物の運賃・荷造費その他の諸経費は受注者の負担とする。

第5条(引渡し・受入検査)

1. 発注者は、目的物を受領後遅滞なく、発注者所定の受入検査(以下「受入検査」)を実施する。
2. 前項に規定する検査を除き、目的物が注文書等の定めに合致していることを確認するために必要な一切の検査は、受注者が実施するものとする。
3. 発注者の受入検査にて目的物に不適合(次項に定義)が発見された場合、発注者はその旨受注者に通知する。発注者から通知を受けた場合、受注者は発注者の指示に従い、受注者の責任と負担で、当該目的物に対する代金の減額、不適合品の補修、代替品の納入等又は不足分の納入等必要な処置を講ずる。
4. 本契約において、目的物の「不適合」とは、注文書等に定める仕様等その他本契約の定めにより目的物が満たすべき又は有るべき事項との不一致をいう。
5. 受入検査に合格した旨を発注者が受注者に通知した場合、又は目的物の受領後発注者の5営業日を経過しても発注者が受注者に受入検査の結果について何らの通知を行なわない場合、目的物は受入検査に合格したものとする。
6. 前各項の規定にかかわらず、発注者は、発注者の判断により受入検査を省略することができる。
7. 目的物の引渡しは、目的物が受入検査に合格したときをもって完了する。前項に基づき発注者が受入検査を省略した場合、目的物の引渡しは、目的物を発注者が受領し受注者に受領書を発行したときをもって完了する。

第6条(所有権・危険負担の移転)

1. 目的物の所有権は、第5条に定める引渡し完了のときをもって受注者から発注者に移転する。
2. 引渡し完了前に生じた目的物の滅失、毀損、減量、変質その他一切の損害は、発注者の責に帰すべきものを除き受注者の負担とし、引渡し完了後に生じた目的物の滅失、毀損、減量、変質その他一切の損害は、受注者の責に帰すべきものを除き発注者の負担とする。

第7条(代金及び代金の支払)

1. 発注者は、目的物の代金を、法令に別段の定めがある場合を除き、発注者所定の支払日に、発注者所定の支払条件に基づき、受注者に支払う。なお、発注者が富士フィルム株式会社の子会社、富士フィルムホールディングス株式会社、富士フィルムビジネスエキスパート、富士フィルムシステムズ株式会社および富士フィルム知財情報リサーチ株式会社の場合、目的物の代金は富士フィルム株式会社が発注者に代わって、富士フィルム株式会社が受注者と取り交わした支払条件にて支払うことができるものとし、受注者はこれに異議を述べないものとする。
2. 発注者は、受注者に対し目的物の代金の支払日までに弁済期の到来する金銭債権を有する場合は、書面で受注者に通知することにより、目的物の当該代金支払債務を当該金銭債権と對當額につき相殺することができる。

第 8 条(不適合品の責任)

1. 発注者が不適合を知ったときから 1 年以内に受注者に書面で通知した場合、受注者は、発注者の指示に従い、受注者の責任と負担で、代替品の納入等、不適合品の補修、代金の減額又は返金を行う。また、目的物の不適合により発注者に損害及び費用(合理的な弁護士費用等を含む。)が生じたときは、受注者はその損害等を賠償する。但し、目的物が一般市場品(発注者との取引開始前から受注者が既に販売していた商品、又は本情報(第 14 条に定義)によることなく受注者が自ら企画した製品)である場合、発注者の当該権利の行使は、引渡し後 6 か月以内の不適合品に限られるものとする。
2. 受注者が目的物の納入等時点において不適合の存在を知り、又は重大な過失によって知らなかつた場合、前項に定める期間内の通知の有無にかかわらず、受注者は、発注者の指示に従い、受注者の責任と負担で、代替品の納入等、不適合品の補修、代金の減額又は返金を行う。また、目的物の不適合により発注者に損害及び費用(合理的な弁護士費用等を含む。)が生じたときは、受注者はその損害等を賠償する。
3. 受注者が、下請代金支払遅延等防止法に定める下請事業者に該当する場合であつて、かつ目的物が同法所定の取引類型に該当する取引であるときは、本条に定める保証期間は同法及びこれに付帯する命令、規則又は通達等所定の期間に読み替えるものとし、本条の規定は同法令等所定の内容に限定されるものとする。

第 9 条(知的財産権)

1. 目的物を製造し供給する過程で、受注者が発明若しくは考案を行つた場合又は意匠、回路配置若しくはノウハウその他の技術的成果の創作を行つた場合(以下「**発明等**」と総称)、受注者は直ちに発明等の内容及び経緯等を発注者に通知し、発明等の権利の帰属並びに発明等についての産業財産権の出願及び取得等について発注者と協議する。但し、本情報(第 14 条に定義)に基づき受注者が発明等を行つた場合は、当該発明等の権利並びに当該発明等についての産業財産権を出願及び取得する権利については発注者に単独で帰属する。
2. 目的物を製造し供給する過程で作成された著作物(プログラムの著作物及びその二次的著作物を含む。)の著作権は、著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含めて、発注者に単独に帰属し、発注者は、当該著作物を独占的に複製、改変、翻案、頒布その他処分をして利用することができる。このとき、受注者は、当該著作物に関して自らの権利を主張せず、自らに所属する者をして著作者人格権を主張させないよう、自らの責任と負担で適切な措置を講じる。
3. 前項の規定にかかわらず、目的物を製造し供給する以前から、又は目的物を製造し供給することとは無関係に、受注者が権利を保有している著作物(プログラムの著作物及びその二次的著作物を含む。)が目的物の全部又は一部に用いられている場合、当該著作物の権利は受注者に留保される。このとき、受注者は、発注者が目的物を利用する(本項においては、発注者の顧客による利用を含む。)ために必要な範囲で、かかる留保された著作物を複製、改変、翻案、頒布その他処分をして利用することを妨げない。

第 10 条(第三者の知的財産権)

受注者は、目的物が第三者の知的財産権を侵害することのないように常に最善の努力を払うものとし、目的物に起因して第三者の知的財産権を侵害し若しくはそのおそれがある場合、又は第三者との間に目的物に起因して知的財産権に関わる権利侵害等の紛争が生じた場合、受注者は自らの責任と負担においてこれを解決するとともに、発注者に生じた損害及び費用(訴訟対応・設計変更に要した費用及び合理的な弁護士費用等を含む。)を賠償する。

第 11 条(製造物責任)

1. 目的物の安全性に起因して第三者の生命、身体若しくは財産に損害を発生させた又は発生させるおそれのある場合(以下「**製造物責任問題**」)、受注者及び発注者は直ちに相手方に通知し、双方協議の上、製造物責任問題の除去及び損害の発生防止のための適切な対策措置をとるものとする。
2. 製造物責任問題への対応に関連して発注者が目的物の設計、製造、安全性評価及び品質管理に関わる資料又はデータの提供を受注者に求めた場合、受注者は速やかにこれに協力するものとする。
3. 受注者は、発注者の指示に基づき自ら又は発注者と共同し、速やかに製造物責任問題の原因究明並びに製造物責任問題に起因する損害賠償紛争等の交渉及び解決にあたるものとする。
4. 前各項の対策措置、損害賠償及び紛争解決の交渉に要した費用などの損害及び費用(検査・修理に要した費用及び合理的な弁護士費用等を含む。)については、当該損害等の原因が発注者の責に帰する場合を除いて受注者が負担するものとする。
5. 発注者が必要と認めた場合、受注者は自己が納入等する目的物について、自らの責任と負担において、発注者を追加被保険者とする製造物責任保険を付保する。

第 12 条(法令遵守)

1. 受注者は、自己の責任と負担において、富士フィルムホールディングス株式会社が掲げる富士フィルムグループの CSR の考え方と各種方針(<https://holdings.fujifilm.com/ja/sustainability/vision/policy>)、購買・調達に関する基準、並びに適用ある法令、条例、規則、ガイドライン及び規格等(以下「**関係法令等**」と総称)を遵守するとともに、必要な対応の確立・実施・維持を行う。
2. 受注者は、発注者より関連法令等の遵守に関する報告又は資料の提供を要求された場合、直ちにこれに応じ、発注者に対し必要な報告及び資料を提供する。発注者が合理的に必要と認める範囲で、受注者の施設における監査を依頼した場合も同様とする。

第 13 条(再委託)

1. 受注者は、本契約に基づき受注者が実施すべき業務の全部又は一部を第三者に委託する場合、本契約における自己の義務と同等の義務を当該第三者に負わせるとともに、当該第三者による義務の履行につき発注者に対し全ての責任を負う。
2. 発注者は、本契約に基づき発注者が実施すべき業務の全部又は一部を、他の富士フィルムグループ会社のほか発注者が指定する者に委託できる。

第 14 条(秘密保持)

1. 本契約において、「本情報」とは、注文書等の内容のほか、取引に際し受注者が発注者から提供を受けた又は知り得た発注者

の営業上・技術上の情報(口頭又は書面により開示・提供を受けた情報、及びサンプルを含む。)をいう。但し、下記の情報は本情報に含まれない。

- ①知得時に既に公知であった情報、及び知得後受注者の責によらず公知となった情報。
 - ②知得時に受注者が既に保有していた情報。
 - ③正当な権限を有する第三者から、受注者が秘密保持義務を課せられることなく適法に受領した情報。
 - ④本情報によることなく、受注者が独自に開発した情報。
2. 受注者は、本情報を秘密に保ち、発注者の書面による事前の承諾なしに、これを第三者に開示・漏洩しない。
 3. 受注者は、本情報を発注者の書面による事前の承諾なしに本取引以外の目的には使用しない。
 4. 受注者は、本情報を知り得る役員・従業員の範囲を必要最小限にとどめ、当該役員・従業員の本契約に基づく義務の履行につき、発注者に対し一切の責任を負う。
 5. 受注者は、本情報により設計・製作した物品と同一仕様・同一規格の物品(実質的に同一のものと考えられるものを含む。)の取引の申入れを第三者より受けた場合は、発注者に直ちにその旨連絡する。受注者は、この場合、発注者の書面による事前の承諾なしに、当該取引に応じないものとする。但し、発注者との取引が、一般市場品(発注者との取引開始前から受注者が既に販売していた商品、又は本情報によることなく受注者が自ら企画した製品)の売買である場合は、本項は適用しない。
 6. 受注者は、発注者の書面による事前の承諾なしに、本情報の複写・複製を行わない。
 7. 受注者は、発注者の書面による事前の承諾なしに、発注者との取引の事実又は富士フィルムグループ会社の名称を、受注者の会社案内、パンフレット及びカタログに掲載する等広告宣伝の目的で利用しない。
 8. 受注者は、本情報(第6項に基づき事前承諾を得た場合の複写・複製物を含む。)を、その使用目的が終了次第、直ちに発注者に返却する。また、使用目的の終了前であっても、発注者から返却の要請があった場合は直ちに返却する。

第 15 条(反社会的勢力の排除)

1. 受注者及び発注者は、現在及び将来にわたって、以下の各号のいずれかに該当しないこと又は該当する行為を行わないことを表明し保証する。
 - ①自己が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずるもの(以下「反社会的勢力」と総称)であること
 - ②自己の役員又は自己の経営に実質的に関与しているものが、反社会的勢力であること
 - ③自己の財務又は事業の方針の決定を支配するものが、反社会的勢力であること
 - ④自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用すること
 - ⑤反社会的勢力の活動を助長することを知って、反社会的勢力に対し資金を提供し又は便宜を供与するなどの行為を行うこと
 - ⑥自己の役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ⑦自ら又は第三者を利用して、暴力、威力、脅迫的言辞又は詐欺的手法を用いて不当な要求を行うこと
2. 本契約の当事者が本契約の履行のために使用する委託先、調達先その他の取引先において前項各号のいずれかに該当する事実又は該当する行為をした事実が判明した場合、本契約の他方当事者は、当該取引の終了その他必要な措置を講ずるよう要請することができる。当該要請を受けた当事者は、正当な理由がある場合を除き、合理的な範囲で必要な措置を講じるものとする。
3. 第 16 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定にかかわらず、本契約の当事者が前二項に違反した場合、本契約の他方当事者は、何らの通知・催告なく、当該違反の時点で有効な全ての契約の全部又は一部を解除できるものとする。
4. 前項に基づく解除により、解除された当事者に損害が発生した場合であっても、解除した当事者は、何らこれを賠償又は補償する義務を負わないものとする。

第 16 条(契約解除)

1. 受注者及び発注者は、相手方が以下の各号のいずれかに該当する場合、何らの通知又は催告なく本契約[及び個別契約]の全部又は一部を解除することができる。但し、相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。
 - ①本契約に違反し、相当期間を定めその是正を催告したにもかかわらず、当該違反が是正されないとき
 - ②本契約に重大な違反をし、この是正の見込みがないか又は不可能と認められたとき
 - ③仮差押、差押、仮処分、強制執行、滞納処分又は競売等の申立てがなされたとき
 - ④破産、民事再生、会社更生その他の倒産手続(私的整理を含む。)の手続開始申立てがなされ、又は相手方が自ら申し立てたとき
 - ⑤振り出した手形が不渡りになったとき
 - ⑥電子記録債権の支払不能通知を受けたとき
 - ⑦営業を停止したとき
 - ⑧その他その信用、資産、営業等について重大な変化が生じたと認められたとき
2. 受注者又は発注者が前項の各号のいずれかに該当した場合、該当した当事者は相手方に對し負う一切の金銭債務につき期限の利益を失うものとし、直ちにその全額を相手方に弁済する。
3. 受注者は、合併、増資、減資、解散、営業の全て若しくは一部の譲渡若しくは貸与、又はその資産若しくは事業の状態の著しい変動若しくはそのおそれがある場合、発注者に事前に通知するものとする。

第 17 条(契約終了/解除時の措置)

受注者は、本契約の全部又は一部が終了した場合又は解除された場合、支給品、仕様書図面等その他発注者の所有又は権利に係る一切の物品を発注者へ直ちに返還する。

第 18 条(権利/義務の譲渡)

1. 受注者は、発注者の書面による事前の承諾を得ずに、本契約上の権利又は義務の全部又は一部を、第三者に譲渡し、承継させ又は担保に供してはならない。
2. 発注者は、受注者の書面による事前の承諾を得ずに、本契約上の権利又は義務の全部又は一部を、他の富士フィルムグ

ループ会社のほか発注者が指定する者に譲渡し、承継させ又は担保に供することができる。

第 19 条(不可抗力)

- 1.受注者及び発注者は、天災地変・戦争・同盟罷業その他の不可抗力により、本契約に基づく取引の約定の全部若しくは一部の履行の遅延・不能を生じた場合、速やかに相手方当事者にその事情を報告するものとする。
- 2.受注者及び発注者は、前項の不可抗力事由が継続している間は、本契約に基づく義務の履行を免れるものとする。
- 3.受注者又は発注者は、第 1 項の不可抗力事由が相当期間継続し、本契約の目的を達成することができないと判断した場合、相手方と協議の上、本契約[及び個別契約]の全部又は一部を解除できるものとする。

第 20 条(損害賠償)

受注者及び発注者は、相手方が本契約に違反したことにより損害を被った場合は、相手方に対しその損害の賠償を請求することができる。但し、第 19 条 3 項(不可抗力)の場合を除く。

第 21 条(存続条項)

本契約に基づく取引が終了した後も、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条第 2 項、第 15 条、第 17 条、第 19 条、第 20 条及び第 23 条の規定は、有効に存続するものとする。また、第 14 条の規定は、受注者による本情報受領後 10 年間有効とする。

第 22 条(協議解決)

- 1.本契約に定めのない事項及び本契約条項の解釈について疑義が生じた場合、受注者及び発注者は誠意をもって協議し解決する。
- 2.前項の協議を行う場合であって、相手方の求めがあるときは、受注者及び発注者は、当該協議を行う旨の合意を書面又は電磁的記録にて行うものとする。

第 23 条(合意管轄裁判所)

本契約に関する紛争を裁判により解決する場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上